

08/01/25 中央社会保険医療協議会総会平成20年1月25日(公聴会)議事録

浅倉氏

私は、薬害被害者団体連絡協議会の薬害肝炎東京訴訟の原告浅倉美津子と申します。神奈川から参りました。

薬害肝炎原告として、現在問題となっているカルテなき感染被害者の問題を教訓とした患者に対する望ましい医療内容情報の提供の在り方について意見を述べさせていただきます。

私は、1988年、次男を出産した際にフィブリノゲンを投与され、肝炎に感染しました。感染して15年たって、薬害肝炎弁護団のホットラインに電話して、それまで高齢出産で37歳のときですが、大変なお産をしたために肝炎に感染してしまったのだと、ずっと自分を責めていましたけれども、弁護士さんの後押しもあり、思い切って主治医に話し、やっと投薬証明を出してもらいました。看護記録にフィブリノゲン2グラムと記載されていたのを見て、私は、つかの間ですが安心しました。それくらい自分を責めていた時期が長かったのです。私が薬害被害者だったとは思ってもかけないことでした。

今回要望している意見は、薬被連ができた当初から要望していることであり、患者にとりましては当たり前の要望事項であると思います。

私はスーパーでレジ係をしています。お客様は、自分が買われた商品とその明細、レシートを細かくチェックしておられる光景がよく見られます。私たちレジ係には、上司から毎朝、「間違っはならない」と厳しく指導をされます。ところが、病院では、項目別に点数が記載され、その内容を詳しく見る事ができません。これでは、私たちにどんな製剤が投与されたか、知ることができません。薬害肝炎は先日、議員立法の成立により、提訴から5年たって解決することができました。薬害肝炎の弁護団が設けているホットラインには連日、自分が何で肝炎にかかったか分からない患者さんの声がたくさんかかってきます。投薬証明がないと裁判に原告として加われないと説明しても、その証明が、カルテが残っていない病院が多く、得られないのです。これは薬害肝炎の問題だけではありません。すべての患者さんが自分にどんな製剤などを投与されたか、知る権利は与えられて当然だと思います。潜伏性、蓄積性の健康被害に関しては、共通して言えることであり、今後国民が安心して暮らしていくために、極めて重要なことでもあります。

私たちは、薬害を二度と起こしてほしくないと思っています。こうしたことが進められれば、薬害根絶の一步になるのではないのでしょうか。種類だけではなく、商品名が記載されたレセプト並みに個別の診療報酬単価まで確認できる明細書を無料で発行することを公的に義務づけていただきたい、強く思います。よろしく願いいたします。